改正後	改正前
二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報 イ　当該届出を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 ［ロ・ハ　略］	二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報 イ　当該届出を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報 ［ロ・ハ　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条、第四十二条、第五十五条及び第五十五条の二に係る改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府　財務省　厚生労働省令第一号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十二号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信

年金特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

年金特別会計事務取扱規則（平成二十七年内閣府財務省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第七（第五条関係）	**別表第七**（第五条関係）
借方科目　［略］ 貸方科目　児童手当等交付金 子ども・子育て支援推進費 ［略］ 整理科目　［略］	借方科目　［同上］ 貸方科目　児童手当等交付金 ［同上］ 整理科目　［同上］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の年金特別会計事務取扱規則の規定は、平成三十年度の予算から適用し、平成二十九年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第二十四号

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣　野田　聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

第一条の十第二項中「第七条の四の二第二項第三号ロ及び第八号ロ」を「第七条の四の二第二項第五号ロ及び第十二号ロ」に改める。

第二条第五項に後段として次のように加える。

この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であって、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二条第五項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

第二条の二第五項中「第二条の三の六第七項若しくは第八項」を「第二条の三の六第九項若しくは第十項」に改め、同条第七項中「前条第二項の表の三の二の上欄」を「前条第四項の表の三の二の上欄」に改める。

第二条の三第三項中「第二条の三の六第七項若しくは第八項」を「第二条の三の六第九項若しくは第十項」に改める。

第二条の三の六第八項を同条第十項とし、同条第七項中「当該申告書」を「当該公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「申告書に」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第二条の三の三第四項各号に掲げる」とあるのは「第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と、第五項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第二条の三の三第七項中「第四項各号に掲げる」とあるのは「第二条の三の六第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。